

(公社)日本プロボウリング協会
トーナメント開催規程

公益社団法人日本プロボウリング協会

目 次

- 第1章 P1 基本原則
- 第2章 P1 トーナメントの種類
- 第3章 P2 トーナメント開催の申込受付と決定
- 第4章 P3 公認及び承認競技会の主催者
- 第5章 P4 競技運営に関する規定
- 第6章 P4 選手の参加資格と義務
- 第7章 P5 改正
- 附 則

(公社)日本プロボウリング協会 トーナメント開催規程

第1章 基本原則

第1条 本規程は公益社団法人日本プロボウリング協会(以下協会という)が主催(共催を含む)するトーナメント及び公認並びに承認する全てのトーナメントに適用するものとし、トーナメントの開催及び運営の基本ルールを定めるとともに、トーナメント主催者並びに出場する競技者の責任と義務を規定したものである。

第2条 本規程の運用に当たっては、定款第8章により構成されたトーナメント委員会(以下委員会という)が下記の項についての権限と責任をもって行うものとする。

1. 協会競技会規則の制定及び改廃の審議
2. 協会トーナメント開催規程及び規則の制定及び改廃の審議
3. 主催(共催を含む)及び公認競技会の厳正な運営及び管理
4. 全てのトーナメントの年間競技日程の作成と調整
5. 公認トーナメント及び承認イベント開催申請の内容審査と開催の決定
6. トーナメントの開発及び継続に関する諸問題の検討

第2章 トーナメントの種類

第3条 主催トーナメント(共催を含む)

1. 全日本男女プロボウリング選手権大会
2. その他理事会が主催を承認した競技会

第4条 公認トーナメント

本規定の細則第1章第2条の「公認トーナメント」に適合する競技会

第5条 B公認トーナメント

本規則の細則第1章第3条の「B公認トーナメント」に適合する競技

第6条 承認イベント

本規定の細則第9章の「承認イベント」に適合する競技会

第7条 国際トーナメント

本規定の細則第1章第4条の「国際トーナメント」に適合する競技会

第3章 トーナメント開催の申込受付と決定

全てのトーナメントは、主催者が競技会開催の申し込みを行い、協会との「開催協約」の締結によって開催が保証される。

協約条項(内容)は本規定と連带的に効力が認められる。

第8条 申込方法

1. 申込先は協会トーナメント委員会とする。
 2. 申込にあたっての必要事項は下記の通りとする。
 - イ. 主催者名及び住所
 - ロ. トーナメントの名称
 - ハ. 開催希望日時
 - ニ. 競技会場名及び住所
 - ホ. 競技方法(TV 決勝の有無)
 - ヘ. 賞金総額(副賞の有無と内容)
 - ト. 出場資格及び人数(推薦者名)
- ※承認イベントの場合は参加競技者名を必要とする。
- チ. その他必要事項

第9条 審議と決定

1. 申込受付に際しては、委員会において審議することとする。
2. 審議の結果は、トーナメント委員長に報告され主催者と協議を行う。
3. 協議が合意された場合、協会は主催者と開催協約を結ぶこととする。
4. 開催決定後、委員会は理事会に報告するものとする。

第4章 公認及び承認競技会の「主催者」

第10条 主催者の定義と義務

1. トーナメントの主催者とは、トーナメント開催の当事者であり、協会との開催協約に基づき開催を保証する団体又は個人である。
2. 主催者は決定された日程により、会場の設定並びにトーナメント実施規定、賞金、トーナメント開催及び運営に必要な事項の準備と必要経費を負担し、大会が円滑に遂行されることに責任を持つものとする。

第11条 トーナメント開催協約

トーナメントの開催が決定した主催者は、協会と「開催協約」を締結するものとする。(2通作成し、各々1通ずつ保持するものとする)

第12条 賞金の支払い及び副賞に関する規定

1. 賞金は振込又は現金及び小切手にて選手に支払うものとする。
2. 地震、火災などの不慮の事故によって競技が「不成立」となった場合は中止の時点により、主催者は下記の通り賞金を負担するものとする。
 - ① 競技会の予選終了後準決勝終了以前の間中止となった場合は、その時点の順位によって発表の額面の30%以上とする
 - ② 準決勝終了後中止となった場合は、その時点の順位によって発表の額面の70%とする(タイトルとする)
 - ③ 順位ポイントについては、予選終了後準決勝終了以前の間中止となった場合は、その時点の順位によってポイントの30%を与えるものとし、準決勝終了後中止となった場合は、その時点の順位によってポイントの70%を与える
 - ④ ラウンドロビン方式のみで行われる競技会では、全対戦の1/3以上終了後2/3終了以前の間中止となった場合は、その時点の順位によって賞金は発表の額面の30%以上、ポイントは30%を与える。全対戦の2/3以上終了後中止となった場合は、その時点の順位によって賞金は額面の70%以上、ポイントは70%与えられタイトルとなる
 - ⑤ ①及び②以外は委員会と協議し決定するものとする
3. トーナメントにおける副賞はその総額が現金(商品券を含む)の場合、各々順位賞金を越えないものとする。但し、現金(商品券を含む)以外の物品に関してはその限りではない。

第13条 主催者推薦選手(細則第5章第23条)

主催者は、開催規程細則の人数規定により、その人数までの選手を推薦選手としてエントリー資格に関係なく参加させることができる。但し、当該選手に推薦の通告をする前に推薦選手名と理由を委員会に書面にて提出し、承認を得なければならない。

第14条 「公認料」(細則第8章)

主催者は、開催日の1ヶ月前までに開催規程細則に定められた公認料を協会に払込みを完了しなければならない。

第15条 エントリーフィー

1. 公認トーナメントは、協会で決定し徴収するものとする。
2. B公認トーナメントは原則1万円とする。
但し、上記金額を超えて徴収する場合は委員会に申請し承認を得るものとする。

第5章 競技運営に関する規定

第16条 競技運営の責任

競技の運営は、協会の責任において行うものとする。各公認競技会の競技委員長及び記録委員長等は委員会が決定するものとし、競技に関する準備は競技委員長の承認のもとで行われるものとする。

第17条 競技に関する規則

協会の定める競技会規則によるものとする。

第6章 選手の参加資格と義務

第18条 トーナメントプロ

協会認定のトーナメントプロライセンスを有し、当該年度の主催及び公認トーナメントに出場資格を有する者を称してトーナメントプロという。

1. 協会の定めたエントリー順位により、出場資格を有する選手は「出場の可否を選択する権利」を認められる。
2. エントリー手続きと出場選手の決定
 - イ. エントリーの手続きは協会所定のエントリーフォームによって選手本人が行うものとする。
 - ロ. 出場人数に制限のある競技会の場合、下位出場者の決定は定められたエントリー締切日に委員会が最終決定するものとする。但し、特別な事由がある場合、締切日以降競技会開始までに出場選手の決定をすることがある。
3. 出場が決定した選手は、そのトーナメントに出場する権利を有すると同時に出場の義務を負うものとする。
4. 参加取り消し又は欠場の場合は、定められた手続きを行わなければならない。(競技会規則第 12 章参照)

第 19 条 テレビ・ラジオ・写真の権利

協会が「公認」又は「承認イベント」として行われるトーナメントに出場する選手並びにそのトーナメントに関する「肖像権・放映権」及びこれに類する全ての権利は協会が保有するものとする。従って選手及び大会関係者は、これらの権利を協会に無断で行使することはできない。

第 20 条 特別遵守義務

当該トーナメントに出場選手の中で、前夜祭及び記者会見等に出場又は出席することを協会より指名されたものは拒否することはできない。

第 7 章 補 則

第 21 条 改廃

本規程は、協会定款第 8 章に基づいて構成されたトーナメント委員会によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

附 則

この改正規則は2013年1月1日より施行する。

本改正規則は、2013年7月1日より社団法人から公益社団法人に名称を移行する。

本改正規則は、2014年4月1日より施行する。

1982年	1月	1日	施行
1986年	7月	1日	改定
1988年	5月	30日	〃
1989年	5月	9日	〃
1992年	11月	26日	〃
1993年	1月	1日	〃
2004年	1月	1日	〃
2013年	1月	1日	〃
2013年	7月	1日	〃
2014年	4月	1日	〃